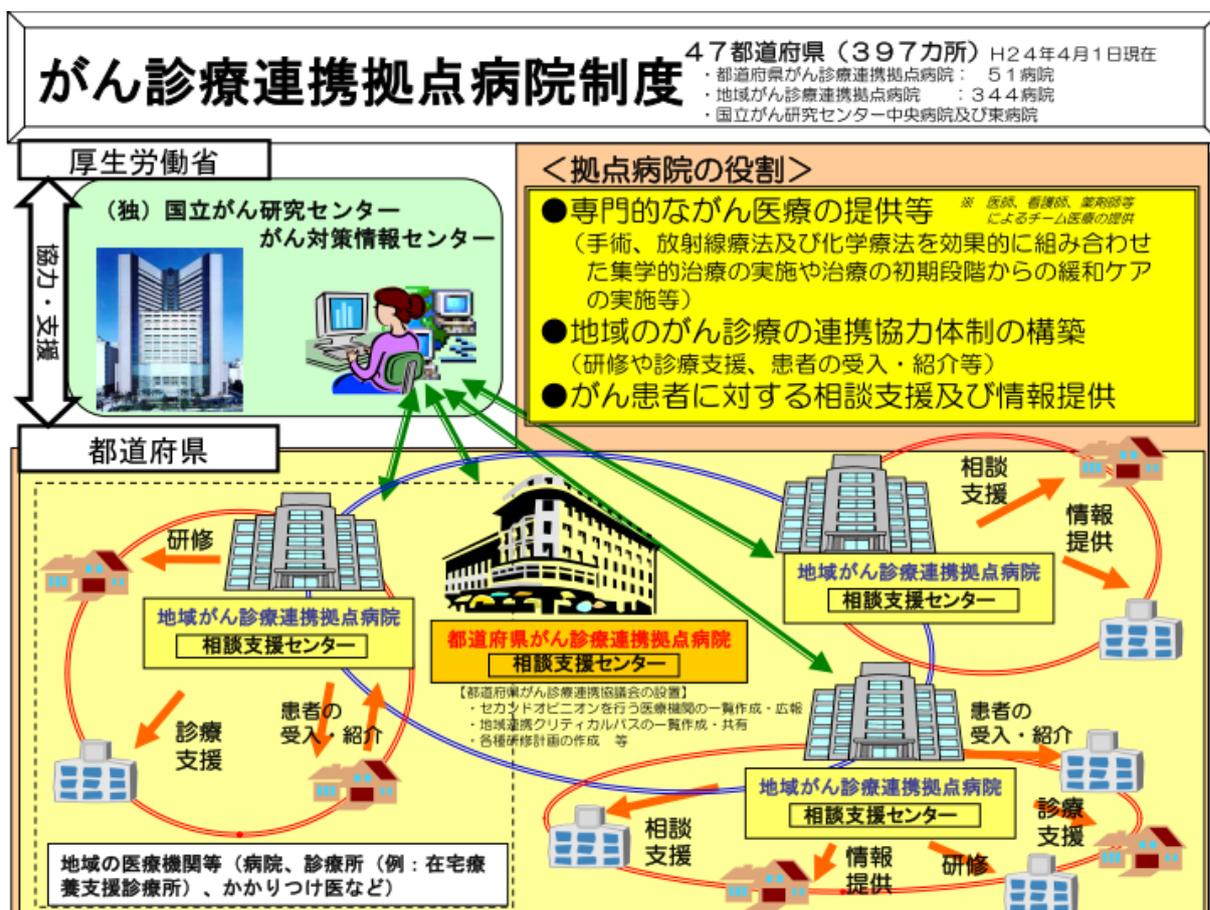


がん診療連携拠点病院に準じる病院について

1 がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（厚生労働省健康局長通知）に基づき、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道府県の推薦により、厚生労働大臣が検討会の意見を踏まえて指定した病院である。

がん診療連携拠点病院は、5大がんに係る集学的治療体制を備えるだけでなく、地域の医療機関への研修やかかりつけ医へのフォローアップ、セカンドオピニオン等により、地域のがんに係る医療と情報の拠点として、医療連携を円滑に運ぶ役割を担う。

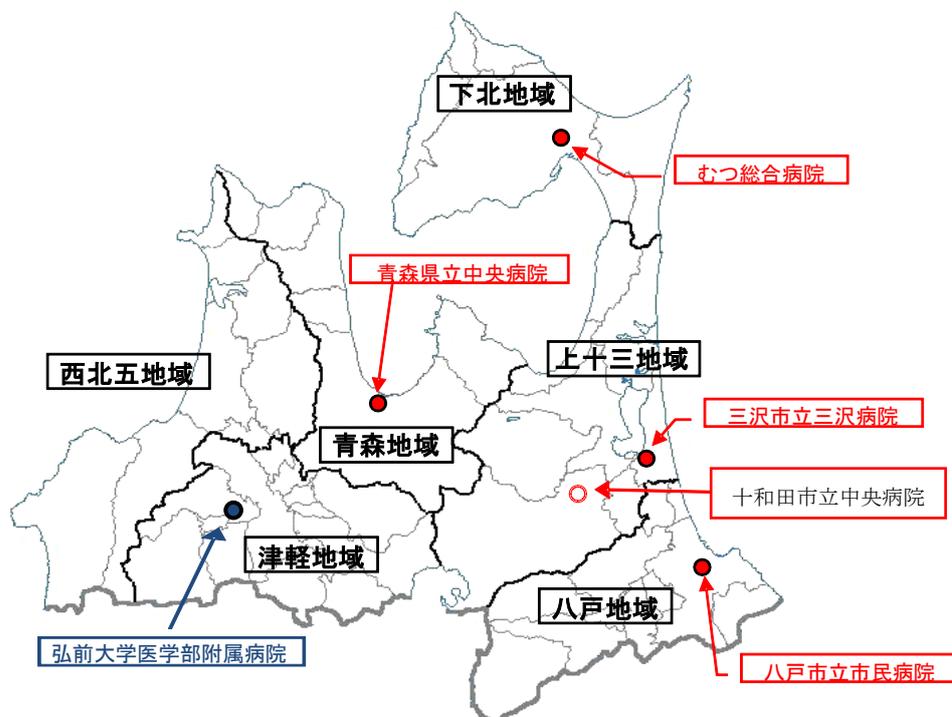


本県のがん診療連携拠点病院は、現在県内6圏域中、5圏域6病院が指定されている。

都道府県がん診療連携拠点病院 — 県立中央病院

地域がん診療連携拠点病院 — 弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院、三沢市立三沢病院、十和田市立中央病院、下北医療センターむつ総合病院

○青森県のがん診療連携拠点病院



2 「がん診療連携拠点病院に準じる病院」について

- (1) 平成22年度診療報酬改定に伴い、がん医療提供体制を推進する観点から「がん診療拠点病院に準じる病院」が診療報酬上規定された。

○診療報酬上における「がん診療連携拠点病院に準じる病院」の定義

厚生労働省告示第62号基本診療料の施設基準等抜粋

がん診療連携の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号）に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けた病院をいう。がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。

(2) 最近の動向等

- ・ 現在、全国36都府県で独自に「がん診療連携拠点病院に準じる病院」を指定しており、全国的にも、各都府県の実情に応じたがん診療連携体制の充実を図ろうとする動きとなっている。
- ・ 県内のがん診療連携拠点病院及びがん診療を行う病院等で組織されている青森県がん診療連携協議会から、本県での指定について要望が出されている。

3 本県における「がん診療連携拠点病院に準じる病院」の今後の進め方（案）について

- ・がん診療連携拠点病院は、地域におけるがん医療の連携の拠点として、自ら専門的な医療を行うとともに、連携体制の構築や医療従事者への研修を行うことや、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援を行うことが求められている。
- ・特に、医療資源の限られた本県においては、都道府県がん診療連携拠点病院である県立中央病院を中心としたがん診療連携拠点病院のネットワークや各地域におけるがん診療連携拠点病院を中心とした地域医療機関の連携を推進して、地域全体のがん診療水準の向上を図ることが重要である。
- ・このような最近の動向や、本県の現状等を踏まえ、「がん診療連携拠点病院に準じる病院」の指定について、今後具体的に検討を進めることとしたい。